

令和4年1月21日
岩保育園 園長

新型コロナウイルスの感染症拡大防止のための岩保育園 における「一時預かり事業」の縮小について

日頃は、当園の保育運営に格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

標記につきまして、岐阜県では「第6波」の感染拡大を受け、1月17日（月）に岐阜県独自の「『第6波』非常事態宣言」を発出し、1月19日（水）には国から「まん延防止等重点措置」を実施すべき区域の指定を受けました。

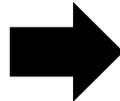
そういった状況も踏まえて、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、当園における「一時預かり事業」の利用目的について、下記のとおり対応させていただきますので、ご不便をおかけしますが、ご理解いただきますようお願いいたします。

記

1. 「一時預かり事業」を利用できる理由の一部変更（縮小）

現 行

- ・お仕事の都合
- ・通院や治療
- ・看護
- ・学習
- ・免許取得
- ・資格取得
- ・冠婚葬祭
- ・引越し
- ・出産等
- ・育児に伴う心理的・肉体的な負担を解消するための諸活動



変更後

- ・お仕事の都合
(利用できない場合もあります)
- ・その他施設長がやむを得ないと認めたもの

2. 変更の期間

令和4年1月21日（金）～現時点では未定

※岐阜県の「まん延防止等重点措置」区域への指定が解除される予定の令和4年2月13日（日）

以降の対応は、国や岐阜県からの要請等や状況を踏まえて検討します。